

韓国知的財産ニュース 2013 年 10 月後期

(No. 257)

発行年月日：2014 年 1 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、10 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 [国政監査]特許無効化率を低減させる審査官数の拡大を指摘(10.17)
- 2-2 韓米知的財産権分野の政府機関・法曹界が初会合(10.21)
- 2-3 特許財政の先進化に向けアジア太平洋地域と連携(10.22)
- 2-4 第 27 回 CIP0 朝食セミナーを開催(10.23)
- 2-5 創造経済の前線基地、韓国特許センターのテジョン設立推進(10.25)
- 2-6 創造経済の核心、創意的発明教育を拡大推進(10.28)
- 2-7 29 日から第 5 回 IP5 特許審査政策の実務会合(10.28)
- 2-8 韓国特許庁、第 5 回 IP5 特許審査政策実務(WG3)会議を開催(10.30)
- 2-9 第 2 期の知財委の発足がカウントダウン開始(10.30)
- 2-10 韓国特許庁、「創意的なアイデア保護強化策」を発表(10.31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米 ITC、サムスン・LGなどを光ディスクドライバー特許侵害で調査(10.22)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 人気番組の商標出願が急増(10.16)
- 4-2 伝統文化を体験する観光がブランド化(10.17)
- 4-3 高齢化社会を迎えて、健康機能食品の商標が増加(10.24)

その他一般

- 5-1 特許庁 4 級以上の退職者 69%が法人や関係機関に再就職(10.17)

- 5-2 普通のLTEは去り、A級LTEが到来！(10.25)
- 5-3 無人航空機の特許出願が大幅増加(10.30)
- 5-4 特許審判院、デザイン判決文の要旨集を発刊(10.30)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 [国政監査]特許無効化率を低減させる審査官数の拡大を指摘

電子新聞(2013.10.17)

国会の産業通商資源委員会所属の与野党の議員は、17日、特許庁の国政監査において、特許庁の人手運用問題を指摘した。特許の無効率が高く、被害を受けている特許権者と中小企業を保護するため、審査官の拡大を要請した。審査官の拡大においてネックとなる安全行政部の公務員定員制度問題も指摘された。

チョン・キョンテ議員(民主党)は、「日本の場合、訴訟による特許無効化率が29.3%に過ぎないが、韓国は51.3%だ」として、「見直しが必要だ」と説明した。チョン・スンオク議員(民主党)も、「特許無効率が高く、特許権者と中小企業がきちんと保護されていない。無効化率を低減させるための特許審査官の増員が必要だ」と指摘した。

特許庁によると、今年8月ベースで、特許・実用新案の審査官は690名だ。審査官一人当たりの審査特許件数は、年間254件に達している。チョン議員は、「特許庁の審査官の数が不十分で、先行技術調査などの一部業務は、外部に依頼しているが、1番目の(外部依頼)審査も細かく行われていない。特許1件を処理するのに8時間しか与えられてないようなものだが、業務の量を増やすのではなく、増員への取り組みが必要だ」と指摘した。

特許庁審査官は、公務員定員制度により制限される。安全行政部の承認なしに審査官の数を増やすのは容易ではない。これについてチョン議員は、「特許庁は、責任運用機関であり、政府予算に拘らなくても審査官の増員はできるが、安全行政部を説得するなどの努力が不十分だった」と話した。

国会産業通商資源委員会のカン・ちゃんイル委員長も、「特許庁にパワーがなく、安全行政部に強く意見を主張できずにいる。必要であれば、国会と大統領がダイレクトに

連絡をすることも想定できる」と述べた。地域ごとに設置され、地域の中小企業の知的財産権の保護を支援する知識財産センターの従業員の専門性も指摘された。セヌリ党のイ・ジンボク議員は、「知的財産センターの従業員のなかで、知財権関連の資格を持っているのは18%にすぎない。効果的なコンサルタントは期待できない」と述べた。予算の無駄遣いを避け、専門的な能力強化に集中してほしいという説明だ。

キム・ヨンミン庁長は、「関係機関と協力して審査官の増員に取り組んだが、不十分だった。特許の品質を高めるため、審査官の増員に止まらず、特許裁判所とも連携して特許の無効化率を低減させるために最善の努力を尽くしていく考えだ」と答えた。

<クォン・ドンジュン記者>

主要国の審査官数の現状(単位：名)

区分	2009年	2010年	2011年	2012年
米国(USPTO)	6,145	6,128	6,685	7,831
日本(JPO)	1,692	1,703	1,711	1,713
欧州(EPO)	3,965	3,952	3,949	3,987
韓国(KIPO)	770	810	830	855

2-2 韓米知的財産権分野の政府機関・法曹界が初会合

韓国特許庁(2013. 10. 21)

最近のサムスン電子とアップル間の特許侵害訴訟やポスコと新日本製鉄の営業秘密及び特許侵害訴訟などの影響で、国際特許訴訟への関心が高まっている中、米国の知的財産権の法制度及び訴訟制度を紹介する場が設けられる。

韓国特許庁は、特許裁判所・米国の連邦巡回控訴裁判所と共同で21日~22日の2日間、ソウルのコエックスにて「2013 韓米知財訴訟カンファレンス」を初めて開催すると20日に発表した。

今回のカンファレンスは、両国の特許庁長が懇談会を開くほか、韓米の裁判官による懇談会、知的財産権関連の模擬裁判及び韓米専門家が参加する分科セミナーなどで構成される。

韓国からは、キム・ヨンミン庁長、特許裁判所のパク・サンボン所長が、米国からは米国連邦巡回控訴裁判所の Randall R. Rader 所長、米国特許庁長の職務代行 Teresa S. Rea など、知的財産権分野の最高責任者が出席するほか、両国の裁判官、政府関係者、法曹界の関係者をはじめ、750人がカンファレンスに参加する予定だ。

22日に予定されている両国特許庁長の懇談会で韓国の特許庁長は、基調演説者として技術有複合による審査組織の改編、ポジティブ審査システムの構築、審査・審判処理期間の短縮及び特許情報の公開などを通じた強い特許の創出政策について発表する。

続いて米国の特許庁長が特許分類の国際的な調和、特許審査ハイウェイなどのグローバル連携策や、2012年から施行中のレビュー制度などについて発表した後、参加者と討

論を行う予定だ。

金・ヨンミン特許庁長は、「創造経済の実現の中心には、知的財産権がある。今回のカンファレンスが米韓知的財産制度の相違点について相互理解が高まる場になることを祈念する」と述べた。

2-3 特許財政の先進化に向けアジア太平洋地域と連携

韓国特許庁(2013.10.22)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、10月22日から24日まで、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で「特許庁の歳入および財政予測案」をテーマに『2013年WIPOアジア太平洋地域セミナー』を開催すると発表した。

今回のセミナーでは、中国、インドネシア、ベトナム、フィリピンなどアジア太平洋地域15カ国の特許庁の財政を担当する公務員23人が参加し、各国特許庁の財政管理方法などについて発表を行うほか、発展策を議論する予定だ。また、韓国特許庁の歳入予測方法などに関する講演も予定されている。

韓国をはじめとする大半の特許庁が特許出願人からの出願料、登録料などを主な収入源として機関を運営しているため、特許庁の歳入予測および財政管理分野は、特許行政を進めていく上で基本となる重要な要素だ。

各国の参加者は、合理的な歳入予測方法を学び、時刻特許庁の財政管理をより効率的にするアイデアが共有できると期待されている。また、韓国の特許行政の経験とノウハウを途上国に提供する良い機会になるとみられる。

国際知識財産権衆院のビョン・フンソク院長は、「今回のセミナーは、財政分野に対する高い関心を反映して推進するもので、途上国の特許行政の能力を高めることに貢献するだろう」と述べた。

1987年に開院して以来、今年で第26回目を迎える「WIPOアジア太平洋地域セミナー」は、これまで、アジア太平洋地域の特許庁の中堅公務員を対象に、人材資源開発、国家知識財産戦略など、地財権関連の主な政策イシューに関する発表と討論を通じて、アジア太平洋地域の地財権政策能力の強化に貢献している。

2-4 第27回CIPO朝食セミナーを開催

韓国特許庁(2013.10.23)

最近、企業の経営戦略および国際的な特許係争においてデザインが主な問題として注目されているなか、企業の経営においてデザインの役割を通じて企業の革新と価値創出を眺望するためのCIPO朝食セミナーが開催される。

*CIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産の最高責任者)

韓国特許庁と韓国知識財産協会(KINPA)は、10月24日の午前7時、ソウルのホテル

にて、サムスン電子や LG 電子、現代自動車など大手・中小企業で知的財産業務を担当する最高責任者と、特許庁など知的財産関連機関の担当者が大勢参加する第 27 回 CIPO 朝食セミナーを開催すると発表した。

今回の朝食セミナーでは、サムスン電子デザイン経営センターのキム・ヨンジュン専務が「企業経営におけるデザインの役割と未来デザイン」というテーマで発表を行う予定だ。昨今のデザインは、製品のスタイルという枠を超えて R&D、マーケティング、ストラテジーと融合し、企業の究極のビジョンと戦略のための重要なツールとして発展してきた。今回の発表では、こうした時代の流れに対応する様々な事例とともに、デザインが企業の革新と価値創出にどう貢献するかを紹介する。

CIPO 朝食セミナーは、知的財産関連の最近の 이슈や動向について加盟社の取締役や専門家を招待し、隔月で開催されており、参加の申し込みは KINPA(www.kinpa.or.kr)で受け付けている。参加費用は無料だ。

産業財産政策局長は、「定期的で開催される CIPO 朝食セミナーを通じて、企業間で情報を共有しネットワークを構築することで、企業の知的財産能力を高めるきっかけになるこ戸を期待している」と述べた。

2-5 創造経済の前線基地、韓国特許センターのテジョン設立推進

韓国特許庁(2013. 10. 25)

テジョンエキスポ科学公園内に知的財産のランドマークとなる韓国特許センター(仮称)の設立が推進される。

韓国特許庁とテジョン広域市は、テドク研究開発特区にあるテジョンエキスポ科学公園内に「知的財産拠点地区」を構築することを決め、そのための韓国特許センターの設立に合意したと 24 日に発表した。

これに関連し、韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長、テジョン市のヨム・ホンチョル市長、韓国特許情報院のピョ・ジェホ院長、特許情報振興センターのパク・チョンリョル所長、テジョンマーケティング公社チェ・フン社長は、10 月 24 日、テジョン市役所で「韓国特許センター設立」を内容とする「テドク研究開発特区の創造経済前線基地および知的財産拠点地区の構築に向けた了解覚書」を締結した。

これに関連し、テジョン市とテジョンマーケティング公社は、テジョンエキスポ科学公園敷地の一部(6,600m²、2000 坪)を 20 年間無償で賃貸するなど、土地使用に必要な行政上の手続きを積極的に支援することを約束した。

韓国特許センターは、テドク特区に位置することになり、科学と特許が連携される知的財産のランドマークになると期待されている。

韓国特許センターの周辺には、特許庁、特許裁判所、特許審判院、国際知識財産研修院などの特許関連の政府機関が位置しており、政府系研究機関、大学、民間研究所などの多数の研究機関が入居されているため、特許都市としての格好が整えられる。

キム・ヨンミン特許庁長は、「テドク特区が知的財産の拠点地区構築に最適地とされている。韓国特許センターは、テドク特区との相乗効果を通じて、科学技術と知的財産が融合できる創造経済の前線基地としての役割を果たすだろう」と述べた。

また、テジョン市のヨム・ホンチョル市長は、「今回の締結で、テドク特区が国政中心課題の創造経済の実現に向けた前線基地として飛躍できるきっかけが出来た。特許関連の技術事業化をはじめ、地域の懸案となっているエキスポの再創造、特許ハブ都市の構築、創造経済の前線基地の構築などを同時に解決できるだろう」とコメントした。

2-6 創造経済の核心、創意的発明教育を拡大推進

電子新聞(2013.10.28)

創造経済の実現に向け、知的財産教育が重要となっている昨今、小中高学生が実生活において有用となる発明アイデアを創出し、それを特許出願としての実現をサポートする「創意的な発明教育」が拡大推進される。

この「創意的な発明教育」は、中高校生が自分の手で創意的なアイデアの創出から特許出願までができるようサポートする「知財権創出過程」と、小中学生を対象に発明の問題解決過程を通じて実生活に有用となる発明アイデアの創出を誘導する「創意的な問題解決過程」に構成される。

「知財権の創出過程」は、今年に年7回の教育を行い、約560人の中高校生が教育を終えた。一方、「創意的な問題解決過程」は、今年20回の教育を行い、約2150人の小中学生が教育を受けた。

教育課程については、「2泊3日間の教育が体系的に行われ、発明の全過程が体験できる非常に有益な教育課程となった。生徒は、自分のアイデアを創意的に具体化してそれを特許出願として実現する過程を通じて、これまでは気づかなかった自分の夢を見つける良いきっかけになったのでは」などの意見が多数だった。

特に、知財権の創出過程を遂行した生徒は、この教育をきっかけに、大韓民国学生発明展示会など、関連の大会で優秀な成績で受賞し、夢を実現できる知的財産権関連の大学に進学できた。

国際知識財産権研修院は、来年から、創意的な問題解決過程は、年25回(2013年20回)、知財権創出過程は、年10回(2013年7回)に拡大し、より多くの生徒が「創意的な発明教育」が受けられるように日程を推進する計画だ。

国際知識財産権衆院のビョン・フンソク院長は、「生徒を対象とした創意的な発明教育は、未来が求める創意的な人材育成に必ず必要な条件であるため、これからも同教育を拡大、強化していく計画だ」と述べた。

2-7 29日から第5回IP5特許審査政策の実務会合

電子新聞(2013.10.28)

韓国特許庁は、10月29日から11月の1日まで、テジョンの政府庁舎において「第5回特許審査政策実務(WG3)会議」及び「第2回特許調和に向けた専門家パネル会議(PHEP)」を開催する。

会議では、特許先進5カ国(IP5)特許庁の特許政策分野の実務者、世界知的所有権機関(WIPO)の関係者など約40人が参加し、特許審査結果の効率的な活用に向けたワークショップ、各国の特許法制度の統一に向けた特許制度の調和など、特許政策に関する議論を行う予定だ。

特許審査制度課のキム・チス課長は、「今回の会議で韓国は、ホスト国として新たに主導する先行技術交換制度及び、特許協力条約(PCT)改革案を提案し、国際的な特許行政分野をリードするきっかけになるだろう」とコメントした。

<シン・ソンミ記者>

2-8 韓国特許庁、第5回 IP5 特許審査政策実務(WG3)会議を開催

電子新聞(2013.10.30)

韓国特許庁は、10月29日から11月1日の4日間、テジョンの政府庁舎において第5回特許審査政策実務(WG3)会議及び第2回特許制度の調和に向けた専門家パネル会議を開催すると28日に発表した。

IP5 会議は、韓国・米国・日本・中国・欧州の特許先進5国(IP5)が集まり、特許行政の全体に関する世界的な 이슈をリードする場とされる。

今回の会議では、IP5 特許庁の特許政策分野の実務者や、世界知識所有権機関(WIPO)の関係者など約40人が参加し、特許審査結果の効率的な活用に向けたワークショップ(Work-Sharing)や、各国における特許法制の統一に向けた特許制度の調和、特許協力条約(PCT)による国際調査の品質向上策など、特許政策に関する全体的な 이슈について議論を行う。

特に、IP5 間の特許性判断及び手続きの基準を調整し、相互の審査結果を活用するワークショップの強化を図るための様々な取り組みを議論することによって、各国の審査結果の同一性を高め、審査処理期間を短縮することに役立つ案が出されると期待されている。

特許審査制度課のキム・ジス課長は、「今回の会議で韓国は、特に、ホスト国として新たに主導する先行技術の交換制度及び PCT 改革案を提案し、国際的な特許行政分野をリードするきっかけを設ける場になる」と述べた。

2-9 第2期の知財委の発足がカウントダウン開始

電子新聞(2013.10.30)

第2期の知識財産委員会の発足が「カウントダウン」を始めた。第1期では、知財の環境構築に向けた基盤調整に重きが置かれていたが、第2期に対しては、これを拡大で

きるシステムを求める声が高まっている。保護と活用のインフラが先進国に比べ遅れを取っているからだ。

韓国は、特許出願では世界4位だ。特許先進5か国(IP5)に含まれ、世界知的財産分野では大国ともいえる。しかし、中身はどうだろうか。知財創出は先進国並みだが、保護・活用のシステムが整っておらず、「看板倒れ」を免じていない。これが、国家知識財産委員会が変えるべき韓国知的財産の現実だ。

今月16日には、国務会議で国家知識財産委員会と未来部・産業部・金融部・特許庁など、関係部署による「知的財産及び技術評価価値の信頼度向上策」が確定された。知財環境の好循環構造のうち、「活用」に重きを置いて来年からは信頼出来る技術の価値評価を実現し、知財金融が活性化される基盤を設けたと評価されている。ある業界の関係者は、「特許出願は多いが、技術移転など、活用がうまく行われず、大学や研究機関の休眠特許が70%に達している。知財委が知財取引市場の成長をリードしてほしい」と話した。

それだけではない。緊急課題として「知財の保護」も欠かせない。創造経済時代は、新しいアイデアが事業化され、新規雇用と産業を創出する時代であるだけに、アイデアの保護が前提されなければならない。しかし、韓国では、知財保護の先兵とされる「訴訟解決制度」が遅れているという指摘が多い。特許が侵害されても、損害賠償額が少なく、技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加できないなど、改善すべき課題が山積している。訴訟を管轄する特許裁判所の専門性と迅速性を保証する「特許裁判所の一本化」作業も改善課題として挙げられている。それが「知財トラブルの解決制度先進化策」なのだ。

知財委は、すでに「知財トラブルの解決制度先進化策」の一環として、特許の無効決定と侵害決定を下した裁判所で担当する管轄集中作業に入っている。今年まで法務部などと緊密に協力し、需要者(訴訟当事者)に必要なシステムへの見直しに焦点を合わせている。

弁理士が特許侵害訴訟で訴訟当事者を代理する「弁理士の共同訴訟権」問題は、よりデリケートな問題として指摘されている。弁理士・弁護士の職業領域の争いではなく、知財制度の先進化に向け、誰もが共感できる代案を提示しなければならないためだ。知財委の専門委員は、「長期的には、米国のように、特許弁護士制度を導入する方向で合意点を探っている。問題は、過渡期段階で、弁理士と弁護士の役割を改めて設定することである」と説明した。

政府関係者は、「知財委第2期が発足すれば、これまで準備してきた知財制度の見直し策の中で、細部事項の決定に集中するだろう。特許裁判所の管轄集中化など、一部は、今年中の決定をめどに議論を進めている」と述べた。

<クオン・ドンジュン記者>

2-10 韓国特許庁、「創意的なアイデア保護強化策」を発表

電子新聞(2013.10.31)

創造経済を実現するために「創意的アイデア」に対する保護を大幅強化

政府は、10月30日(水)に開催された第24次経済関係長官会議で「創意的アイデア保護強化案」を確定して、国民の斬新なアイデアがより手軽に保護されるように関連制度と慣行を大胆に改善すると明らかにした。

確立の背景

□想像力と創意性に基づいて新市場と雇用を創り出す創造経済実現のためには、創意的アイデア保護が何より重要

* 140代国政課題「2. 知的財産創出・保護・活用体系先進化」の一環として推進

* 「創造経済実現計画(2013.5)」に「アイデア・技術の知的財産化および保護・活用促進」が主要課題に含まれ、

□また、アイデア具現プラットフォームとして最近本格稼動した創造経済タウンでアイデアの創出と活用活性化のために国民が時間と努力を投じた「創意的アイデア」に対する保護強化が切実な状況である。

* 国家および社会発展のために創意的アイデア保護が必要だという答えは98.6%だが、現行制度が創意的アイデアをしっかりと保護しているという意見は16.9%に過ぎない(知的財産研究院、2013.9)

□このような背景から、知的財産制度のパラダイムを「完成された技術保護中心から、アイデア初期段階の保護に」、「安定的な制度運営を通じて開放的・弾力的な制度に」、「模倣経済時代の追撃者観点から、創造経済の先導者保護に」切り替え、アイデア保護を強化するため、今回の案を用意した。

主要な推進課題

1. 国民の『創造経済タウン』などに提案された斬新なアイデアを積極的に知的財産権化することができるように制度改善

① 初期アイデアの迅速な知的財産権獲得を支援

○現在は、特許を取得するために作成しなければならない「技術分野」、「発明の内容」、「発明を実施するための具体的な内容」等、多様な項目により、初期アイデアの特許出願に多くの期間が必要とされていたが、

○これからは、こういう形式に制限がなくなり、「アイデア説明資料」だけで速かに「初期アイデア」の特許出願が可能にする法改正を推進中である。(2015 年施行)

[効果 1]アイデアの具体化過程で、アイデア改善段階別に直ちに保護可能

→国民が「初期アイデア」からアイデアを発展させながら、その場ですぐ「改善されたアイデア」を「アイデアの説明資料」だけで速かに特許出願ができるため、初期アイデアから迅速な特許保護が可能

[現行]明細書形式をそろえるために「③完成品化」段階で特許出願が可能

[改善]初期アイデアを具体化して「①」を先に出願し、以後アイデア②、③を追加

[効果 2]研究ノート、論文などで速かに特許出願をし、特許出願日を先行獲得

→(現行)研究開発の完了後、弁理士選任や明細書作成などで特許出願が遅れ、他人が公開した類似のアイデアにより、特許を受けることができない。

→(今後)研究員が研究過程で一つのアイデアが完成された時、その都度、「研究ノート」だけで特許出願をすることで、より速く特許出願日の先行獲得が可能

[現行]研究ノート、論文段階では特許出願が困難⇒ 明細書完成後に特許出願

[改善]研究ノート、論文など発明についての説明資料だけでも特許出願が容易

② 市場状況に応じた権利化時期の柔軟性の確保

○市場に出た後発模倣品、国際標準などを反映して、アイデア・技術を簡単かつ追加的に特許登録を受けられるように、特許決定以後の分割出願* 制度を導入する計画である(2014 年法改正推進)。

* 分割出願:一つの出願に 2 つ以上の発明が記載された場合、一つは、本来の出願として残し、残り 1 つ以上の発明を別個出願で分離出願

○また、アイデアの正当な保有者が特許などを簡単に獲得できるよう、公知例外主張¹要件を「出願時事前申告義務」で「事後立証方式」で緩和する(2014 年法改正推進)

¹ 特許・デザイン制度は、アイデアが出願される前に、同一のアイデアが公開された場合、そのアイデアは、特許を受けられないのが原則ではあるが、出願前に公開されたアイデアが発明者(出願人)により公開された場合、出願当時の公知例外主張を行ったときのみ特許獲得が可能

[事例] 公知例外主張要件緩和にともなうアイデアの権利化改善

→(現行) A氏は、コンテストで自分のアイデアを公開した後、創業を先にし、一步遅れて特許を出願したが、「出願時」に公知例外主張をしなかったため、結局、自分が公開したアイデアのために特許を受けることができなかった。

⇒ (今後)公知例外主張が「出願時事前申告」から「事後立証」に緩和され、この場合にも特許獲得が可能になる。

③ アイデア・技術の権利化対象拡大

<コンピュータプログラム関連発明に対する特許獲得手続きの改善>

- 現在は、CDなどの記録媒体に保存されるコンピュータプログラム関連発明のみ特許審査対象と認定されているが、
- これからは、スマートフォンのアプリ、モバイルゲームなど、オンラインで流通されるコンピュータプログラム発明を形式に関係なく、特許審査対象として認められるよう、特許審査指針を改正する(2014年7月施行)。

<「トレードドレス(Trade Dress)」の保護強化>

- 現在は、商品の形状、声、匂い、動作などの「トレードドレス*」を実際の使用によって「有名になった場合に限定」して保護しているが、
 - * トレードドレス:商品、またはサービスの全体的なイメージや全体の外形
- これからは、トレードドレスが有名なものでなくても、実際の使用によって、特定人の商品とサービスを識別する機能があれば、「商標権」として保護されるよう、商標法改正を推進する(2014年から法改正推進)。

<画像デザイン アイデアの権利保護拡大>

- 現在は、画像デザインが登録を受けた当該製品のみが保護され、新しく発売されるシリーズ製品は保護されなかったが、
- これからは、画像デザインの表示される物品に関係なく、関連製品ですべて保護*できるよう、デザイン審査基準を改正(2013.12施行)
 - * 「ディスプレイパネル」と関連し「画像デザイン(A)」をデザイン権を一度だけ登録すれば、スマートフォン、タブレットPC、スマートウォッチ、スマートTVなどですべて保護可能

2. 国民の創意的なアイデアに対する多角的な保護手段を工夫

① アイデアの包括的保護のための根拠規定を用意

- 新しくて多様なタイプの不正競争行為に適切な対応が難しくなっている現状を反映し、不正競争行為の「一般規定」を導入し、経済・技術発展によって登場する新しいタイプのアイデアが適切に保護されるようにする。
- これに伴い、不正競争防止法上において、アイデアの包括的保護要件を満足する金融新商品、インターネット・フレーミング広告* なども不正競争防止法を通じて保護ができると期待されている(2014年1月施行)
 - * 自分のウェブサイト、他の企業のウェブサイト情報を見られるようにする情報提供サービス

[不正競争防止法第2条第1号チャ目(2014年1月施行)]

他人の投資・努力の成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自分の営業のために無断使用し、他人の経済的利益を侵害する行為

②営業秘密保護制度を通じたアイデア・技術保護の強化

- 現在は、個人・大学などの営業秘密に該当するアイデア・技術を流出した者は、処罰*が不可能(企業の場合は処罰可能)だが、
 - これからは、営業秘密の侵害として処罰が可能になるように見直して国民のアイデア保護を強化する。(2014年1月施行)
- デザイン、宣伝文句など、多様なアイデア*の創出主体、時点、内容を証明する「アイデア原本証明サービス」を提供し、紛争解決に活用されるようにする(2013年10月施行)。

② アイデアの自律的保護および公正利用体系の構築

- アイデアコンテストは、「アイデア」が「新市場と雇用」につなげられる代表的な創造経済モデルとして、公共・民間に広がっているが、
 - 現在は、コンテスト主管機関がアイデアに対する権利を所有するなど、アイデア保護のための最小限の基準もない*。
 - * コンテスト提案者がアイデアに対する権利を持つ割合は 2.7%(知的財産研究院、2013)
- そのため、アイデア公募に適用できる「アイデア保護標準ガイドライン」を用意し、公共および民間部門に拡大し、
 - アイデアコンテストの重複受賞と、アイデア盗用を防止するためのアイデアコンテスト受賞作DBを構築する(2013年11月施行)。
- また、国民がアイデアの取引・共有、コンテストなど、日常生活の中でアイデアを自らが保護するために遵守しなければならない基本行動要領として、「アイデア保護規則遵守10」を普及し、(2013年11月施行)



-アイデア保有者が自らの判断を通じて当該アイデアに対する法的保護方法を案内するアイデア保護ナビゲーター及びガイドブックを開発して普及する。(2013. 12 施行)

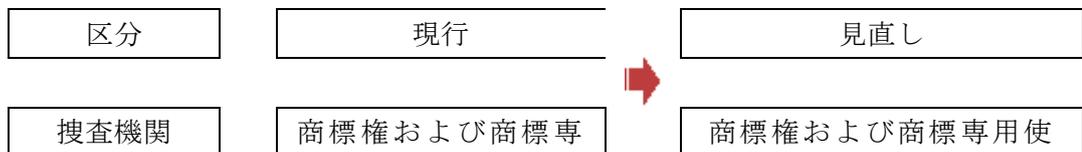
3. 創意的アイデアを保護するための法執行を強化し、アイデアに関する相談、教育および紛争解決システムを構築

① アイデア・技術奪取防止および正当な補償

- 企業間のアイデア保護のため、公取委など関係部署と協力して、中小企業の技術アイデア盗用を根絶するための汎政府対策を用意して、(2013. 話)
- 企業内のアイデア保護のために勤労者、研究員のアイデア保護のための職務発明補償システムを構築する(継続)

② アイデア・技術盗用に対する取締り強化

- 模倣品、違法コピーなどに対する取締強化のため、特別司法警察隊捜査人材を増員*する一方、
 - ポータルサイト・SNS などオンライン市場にまで取締の範囲を拡大 (継続)
 - * (2013. 9～) 4 人増員
- また、模倣品の製造など、不正競争行為に対する行政処分を拘束力のない「是正勧告」から「是正命令」、「課徴金賦課」等に強化する方案を検討し(2013)、
- デザイン侵害罪に対する親告罪廃止を推進して、デザイン アイデア保護も強化していく(2014 年年法改正推進)

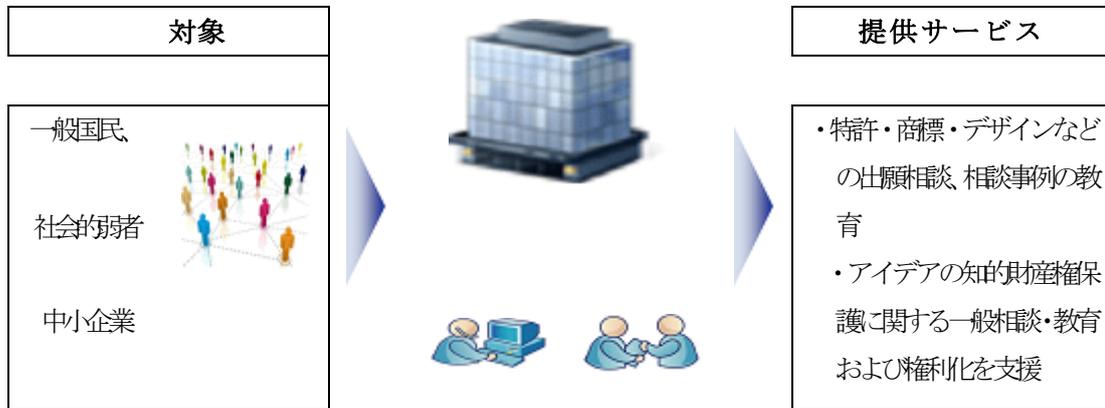


取締対象	用使用権の侵害 〈新設〉	用権の侵害 デザイン権侵害行為取締が追加
------	-----------------	-------------------------

② アイデア・技術紛争予防および迅速な紛争解決システムを構築

- 現在は、アイデアを法的に保護する方法、どのアイデアが特許・営業秘密として保護できるかなどについての相談・教育などを統合的に受けられるシステムが構築されていないが、
- これから、アイデア関連の紛争予防のために社会的弱者、中小企業、一般国民などを対象にアイデアをはじめとする知的財産権統合相談・教育サービス提供案を用意（～2014年3月）
- * 「アイデア保護案・具体化→特許など出願→紛争」関連の相談および教育

〈アイデア保護ワンストップ サービスの概念図〉



- さらに、産業財産権紛争調停委員会の調停業務対象を特許出願中のアイデア、営業秘密にまで拡大し、
- 調停の専門性を強化し効率性を向上するため、専門担当事務局の設置も併行するなど、アイデア保護のために迅速かつ手軽な紛争解決システムを強化していくこととする。（2014年～法改正推進）

〈産業財産権紛争調停委員会の見直し方向〉

区分	現行	見直し(案)
調停対象拡大	産業財産権紛争	産業財産権紛争、出願中であるアイデアを巡る産業財産紛争、営業秘密関連紛争
外部連携強化	企業、裁判所などと協力が不十分	企業と協力を通じた職務発明紛争、裁判所と連携して調停事件の処理を拡大

期待効果および今後計画

- 今回の『創意的アイデアに対する保護強化案』は、国民がアイデアをより多く創り出して、それを広く活用することにより、
 - 想像力と創意性が科学技術と融合されて、新しい市場と雇用を創り出すという「創造経済」を実現するうえで大きく貢献すると期待されている。
- 政府は、今回の案に含まれた内容を早く実行に移すため、すでに特許法などの関連法改正を推進中にあり、
 - これから、産業部・公取委など関係部署と緊密に協力し、中小企業の技術転用防止案など、多様な施策を持続的に選定し推進していく計画である。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 米 ITC、サムスン・LG などを光ディスクドライバー特許侵害で調査

電子新聞(2013. 10. 22)

米国の国際貿易委員会がサムスン電子・LG 電子・任天堂など、アジアの電機メーカー7社が光ディスクドライブ(ODD)関連特許を侵害した疑いで調査を始めたと22日の共同通信が報じた。

ODDは、パソコン、DVD、ゲームコンソールなどに搭載される。調査対象は、韓国のサムスン電子とLG電子、日本の任天堂・パナソニック・東芝、中国のレノボ、台湾のメディアテックなどだ。今回の調査は、米国のオプティカル・デバイスが先月、米国で輸入・販売されている7社の製品が自社の特許を侵害したとして制限的な輸入禁止や営業停止命令を要請したことによるものだ。ITCは、今回の件について公式な決定を下してはいない。

<キム・インスン記者>

デザイン(意匠)、商標動向

4-1 人気番組の商標出願が急増

韓国特許庁(2013. 10. 16)

人気を得ているテレビ番組の商標出願が急増している。

韓国特許庁によると、地上波放送3局の代表的なバラエティ番組「1泊2日(1박2일)」

「無限の挑戦(무한도전)」、「ランニングマン(Running Man)」などの商標出願が増加しているなか、最近では、ケーブルチャンネルで人気を集めている「姑ワールド(시월드)」、「花よりジイちゃん(꽃보다 할배)」などの商標出願も急増しているという。

KBS、SBS、MBCなどの地上波放送局の代表的な人気番組の2007年以降の商標出願を分析すると、「1泊2日(1박2일)」96件、「無限の挑戦(무한도전)」41件、「本物の男(진짜사나이)」11件、「ランニングマン(Running Man)」12件、「ヒーリングキャンプ(힐링캠프(Healing Camp))」14件、「太陽を抱いた月(へpum달)(해를 품은 달(해품달))」34件など、計208件の商標出願があるという。そのうち、個人の出願は137件(66%)と、法人の出願71件(34%)より多くなっている。

一方、ケーブル放送局(JTBC、チャンネルA、TV朝鮮など)の人気番組の商標出願も最近急増しているが、2012年以降の出願を分析すると、「姑ワールド」が8件、「花よりジイちゃん」9件など、計17件が出願されたが、個人による出願は8件(47%)、法人の出願は9件(53%)と、法人による出願が若干多い。

ただ、全体出願人のうち、番組を制作した放送局が出願したのは、計47件で、全体出願225件の21%にすぎない。

特許庁の関係者は、テレビ番組の場合、放送局など制作者が特許を登録することが重要だと指摘し、実務的に正当な権利者に限って登録されるようにしていると説明した。

正当な権利者以外の者が出願したことが番組と協賛、または後援するものと、需要者を欺く懸念があると判断される場合には、出願をすべて拒絶すると述べた。

4-2 伝統文化を体験する観光がブランド化

韓国特許庁(2013.10.17)

最近、韓国固有の伝統家屋である古宅・宗宅への関心が高まり、訪問する国内外の観光客も急増している。

特に、慶北の安東市などの地方自治体が伝統家屋のコンテンツを活用した体験観光を開発し、これをブランド化するための商標出願が増加している。

これと関連し、韓国観光公社も「優秀な韓国式家屋体験宿泊」施設に対する認証制を実施しており、このような伝統家屋での宿泊体験は、関心がある内国人はもちろん、外国人にも異色な経験になるため、新しい韓流観光資源となり、地域経済活性化に実質的に役立つ可能性が充分にあると期待されている。

韓国特許庁によると、伝統家屋関連の商標出願は、2010年以前までは計93件に過ぎなかったが、2011年度には65件、昨年67件と、最近大きく増加したという。



関連商標の出願動向を分析すると、慶北安東市が「



」など、伝統家屋関連の商標を 132 件出願し、大部分を占めていて、その他、ソウル市の「



州市の「」などから、韓国式家屋のブランド化に対する関心が高いことがうかがえる。

このように伝統家屋と関連した商標出願が増加するにつれ、地域の特産物と宗家の秘法や伝統が秘められている味噌、コチュジャンなどの伝統食品の商標出願も増えているが、これは長い歳月を通した先祖の経験と、最近の食産業ノウハウが融合して、消費者に信頼と関心を与えることができる商品として、観光客にも大人気を呼ぶと期待されている。

韓国特許庁複合商標審査チームのキム・ドンウクチーム長は、「伝統家屋、または地域特産物も商標やデザインで差別化を図ってこそ、競争力が生まれ、その価値がより増大される」と説明し、商標を出願するときの注意点として「地域の名称だけを記載したり、商品の品質や優秀性だけを強調する技術的な用語は排除されたりして、他の固有用語と結合し、出願してこそ登録が可能だ」と強調した。

4-3 高齢化社会を迎えて、健康機能食品の商標が増加

韓国特許庁(2013. 10. 24)

韓国特許庁によると、最近 5 年間、健康機能食品に関する商標の登録が 2008 年以降から堅調に増え、2011 年 22%、2012 年には 65%と大幅増加した。

商標として登録された健康機能食品をタイプ別に分析すると、野菜や果実を加工したのが 14,304 件(全体の 46%)と最も多く、その次に魚介類の加工食品(11%)、酵母加工食品(9%)、穀物加工食品(8%)の順に調査された。

健康機能食品に利用される原料としては、野菜や果実加工食品には、健康食品によく用いられる紅蔘、高麗人参が最も多く、魚介類加工食品は、蟹の殻、うなぎ、牡蠣、酵母加工食品は、麴、味噌だま麴、穀物加工食品は、豆類(豆)、玄米、油脂加工食品は、魚油、種子油などがよく利用されている。

また、「タイム誌」が紹介した 10 大長寿食品を原料とした健康機能食品の商標登録も

増加基調にあり、その中では緑茶を加工した健康食品が全体の40%と最も多く、その次にニンニク(19%)、ナッツ類(19%)、トマト(10%)の順と調査された。

商標審査1課のペク・フムドック課長は、「人間が病気にかからず、長生きしたいという攝生に関心を持たれば持つほど、健康にいい様々な健康機能食品の開発及び関連市場の拡大が予想され、健康機能食品に関する商標の登録も増加するだろう」という見通しを示した。

<主な健康食品の商標登録推移>



その他一般

5-1 特許庁4級以上の退職者69%が法人や関係機関に再就職

デジタルタイムズ(2013.10.17)

韓国特許庁の4級以上の退職者69%が特許事務所や関係機関に再就職していることが明らかになった。

17日の国会産業通称資源委のホン・イルピョ(セヌリ党)によると、この5年間、特許庁の4級以上の退職者148人のうち、69%(102名)が業務関連性のある特許事務所(72名)や関係機関(30名)に転職した。

特に、ホン委員が特許庁から提出された「この5年間における特許庁の4級以上の退職者の関係機関への再就職現状」によると、重役退職者30名のうち、22名が退職後、

1 週間前後に韓国知識財産保護協会、韓国発明振興会、韓国特許情報院、韓国知識財産研究院など、特許庁の関係機関に再就職した。

ホン議員は、「退職後、すぐ関係機関に再就職するのは、公務員の倫理法が甘いのも原因だが、それを問題として意識していない閉鎖的な組織文化も背景としてあげられる。国民が納得できる対策が必要だ」と指摘した。

<ナム・ドヨン記者>

5-2 普通の LTE は去り、A 級 LTE が到来！

電子新聞(2013. 10. 25)

去る 8 月、激しかった「移動通信用の周波数」競売が 2 兆ウォン強で落札されたことで、本格的な LTE-A(advanced)商用化時代への期待が高まっている。800MB の映画 1 本ダウンロードに LTE では 85.4 秒かかるが、LTE-A は 42.7 秒と、スピードは 2 倍改善され、かつ安定的なデータを提供する。

LTE-A が従来の LTE よりスピードが速い理由は何か。数本の周波数大域を一つの大域のように束ねて使う CA(carrier aggregation)技術がそれを実現する。2 斜線の道路が 4 斜線の道路に拡大してより速く移動できるものと同じ原理で、遠く離れている周波数大域を 5 つまで一つに束ねられる。

では、LTE-A が安定的にデータをサービスできるというのは何を意味するのか。流動人口の多い地域でスマートフォンで HD 級の動画をダウンロードして鑑賞したいとき、ダウンロードのスピードが遅くなったり、画面が止まったりする経験があるだろう。これは、スマートフォンが基地局から遠くなると、周辺のほかの基地局との干渉のせいで、どの基地局と通信するか混乱が生じるためだ。こうした問題を解決するため LTE-A は、基地局がお互い協力してコントロールする CoMP 技術と、大型セルと小型セル間の周波数干渉をコントロールする eICIC 技術を適用して安定的なデータ通信の提供が可能となった。

韓国特許庁によると、2008 年末から LTE-A 関連特許が出願され始め、2010 年を機に急増した。これは、3GPP(移動通信標準化機関)の LTE-A 標準化関連技術の出願が増加したのが背景にあり、現在までも標準化関連技術の出願が続いている。

国内企業としては、LG 電子とサムスン電子の出願割合が最も高く(約 40%)、ペンテック、韓国電子通信研究院、移動通信キャリア SK テレコムと KT が出願を行っており、外国企業では、クアルカム、エリクソン、ZTE、ノキアなどの出願も多くなっている。

SK テレコムや KT などの移動通信キャリアの出願増加は、ユーザーに高い水準のサービスを提供することで、LTE-A サービス市場を先取りするのが目的だと考えられる。

3GPP は、2012 年上半年に 4G 標準の LTE-A をまとめ、現在は、beyond 4G などを進めており、5G 標準を準備している。韓国国内でも、5G 移動通信に備え、ギガ級のモバイル環境構築を目指す「ギガコリア事業」を稼働させた。より多くのデータサービス

への要求と、利用可能な周波数資源の限界の間で、5G 移動通信を準備する世界の移動通信市場がどのような新しい技術とサービスを見せてくれるか期待されている。

< 移動通信用の周波数競売の結果 >

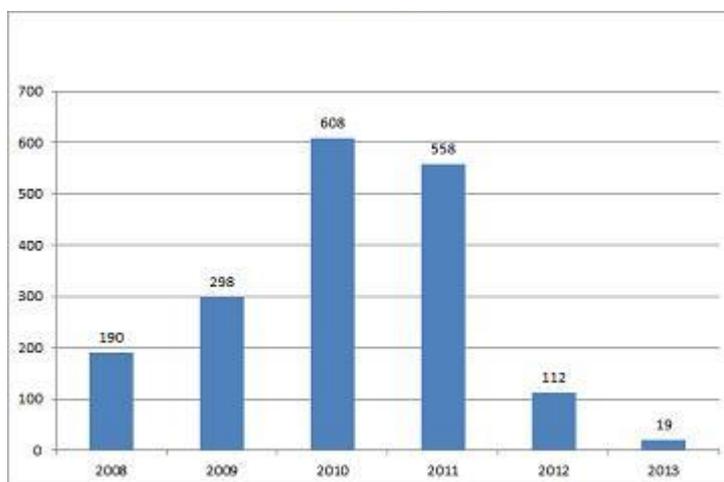
区分	周波数大域			合計
	B2 ブロック (2.6GHz)	C2 ブロック (1.8GHz)	D2 ブロック (1.8GHz)	
落札者	LGU+	SKT	KT	-
落札価格 (最低競争価格)	4,788 億ウォン (4,788 億ウォン)	10,500 億ウォン (6,738 億ウォン)	9,001 億ウォン (2,888 億ウォン)	2 兆 4,289 億ウォン (1 兆 4,414 億ウォン)

(出所：未来創造科学部)

< LTE-A 関連技術の年度別における特許出願の現状 >

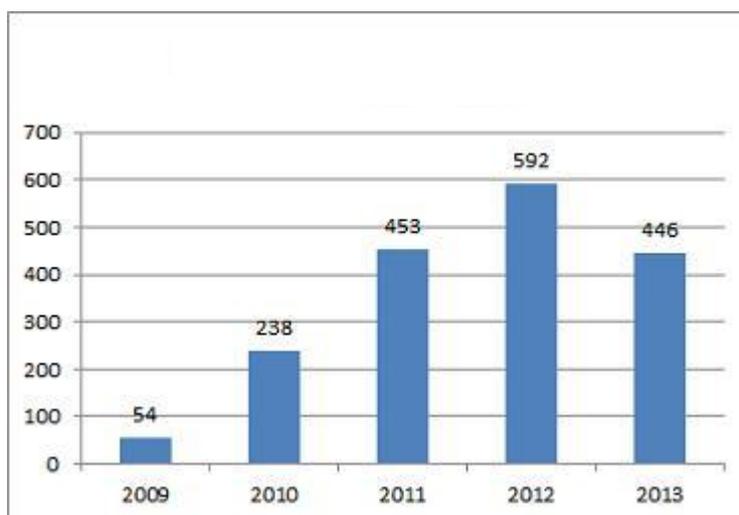
○出願日ベース(2013.9.30 公開された件に限る)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	190	298	608	558	112	19



○公開日ベース(2013.9.30 公開された件に限る)

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
出願件数	190	298	608	558	112	19



<メーカー別の出願現状>

(2013.9.30 公開件に限る)

	メーカー	出願件数	割合		メーカー	出願件数	割合
国内	LG	426	24	国外	クアルカム	272	15
	サムスン	295	16		エリクソン	43	2
	ペンテック	141	8		日本電気株式会社	32	2
	韓国電子通信 研究員	71	4		ZTE	31	2
	SKテレコム	68	4		富士通	30	2
	KT	51	3		インターデジ タル	30	2
	国内その他	110	6		中国電信科学 技術院(CATT)	22	1
				イのパーティ ブソニック株 式会社	21	1	
				ノキア	20	1	
				国外その他	136	8	
	国内合計	1162	65		国外合計	637	35

5-3 無人航空機の特許出願が大幅増加

電子新聞(2013.10.30)

高速道路で専用車線の違反を取り締まる無人空港機が登場した。5月には、テジョンのベンチャー企業がLTE(Long Term Evolution)通信網を利用してソウルからテジョンにある小型の無人空港機を操縦させることで成功し、無人航空機でピザとチキンの出前ができる日も遠くないようにも見える。

昨年末、米国のオバマ大統領が米国の民間による無人航空機の使用を前面許容する法案に署名して無人空港機の利用が民間にまで拡大すれば、その影響により、10年間で10万の雇用が新たに創出され、関連産業の規模も2025年までに82兆ウォンを超えるという見通しを米国の世界無人機協会(AUVSI)が最近発表した。

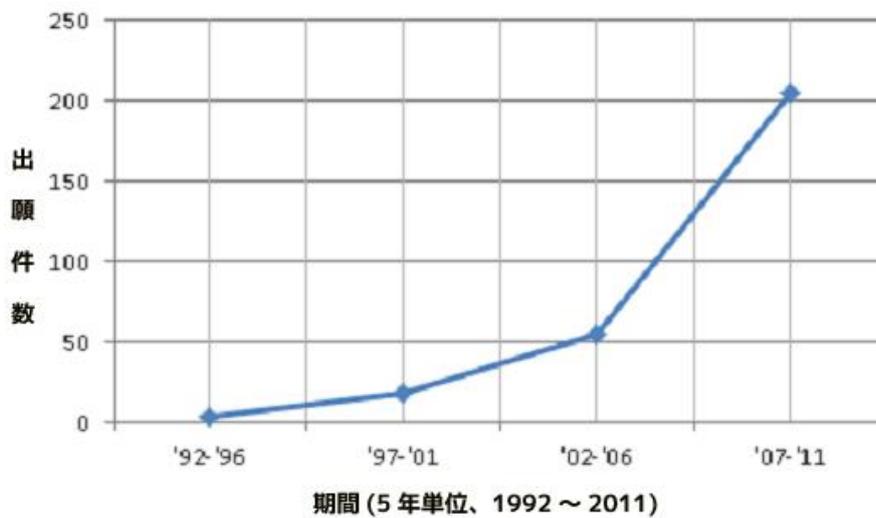
こうした無人空港機の未来市場を先取りするため、関連のオリジナル技術や特許権を確保するための競争が激しさを増しているが、韓国特許庁によると、1992年から2011年まで、無人航空機関連の韓国内の特許出願は、計282件だという。特に、2002年から2006年まで計55件の特許が出願されたが、最近5年(2007年～2010年)間、計205件の特許が出願され、出願増加率は270%を超えた。

主な出願人では、韓国航空宇宙産業、韓国航空宇宙研究院、大韓空港など、韓国3社が計57件を、ロッキード・マーティン社やボーイング、ノースロップ・グラマンなど北米3社が計27件を出願し、国内の無人航空機の市場を先取りするため韓国及び海外のメーカー間で激しい戦いが繰り広げられていることが伺える。

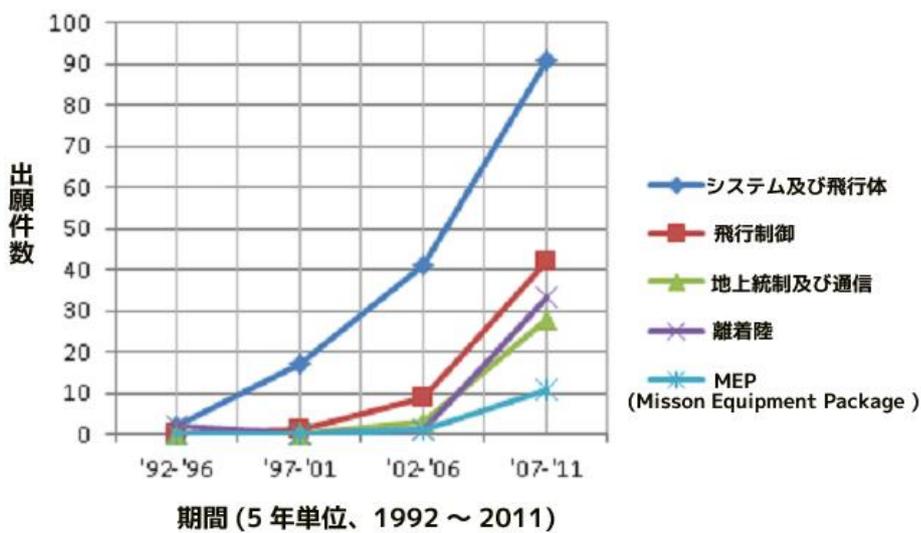
過去5年(2002～2006)と最近5年(2007～2011)間の出願動向を技術分野別に比較すると、無人航空機のシステム及び飛行体技術が41件から91件、飛行制御コンピュータ技術は9件から42件に増加し、地上統制及び通信設備技術が3件から28件、そして離着陸技術は1件から33件に、MEP(Mission Equipment Package)技術は1件から11件に大幅増加している。特に、飛行制御技術、地上統制及び通信技術、離着陸技術、MEP技術などの特許出願が大幅増加し、空港技術と情報通信技術が結合された代表的な融合技術である無人空港機技術分野で情報通信技術が占める割合が高まっていると分析されている。

韓国の無人航空機市場において、韓国の製造業会が融合技術という技術環境の強みに基き、速いスピードで技術開発して市場の先取りのために取り組んでおり、昨年、韓国航空宇宙研究院は、ヘリから飛行機に返信するティルトローター型無人空港機「スマート無人機」を世界で2番目に開発し、韓国の無人航空機技術が世界的な水準にあることを立証した。

韓国特許庁特許審査3局のコ・ジュンホ局長は、「無人航空機の未来市場を先取りするため、関連のオリジナル技術と知財権を確保するため、世界各国の知財権戦争がさらに激しさを増している」と述べた。



＜無人航空機全体の特許出願の現状＞



＜無人航空機の技術分野別の特許出願の現状＞

5-4 特許審判院、デザイン判決文の要旨集を発刊

韓国特許庁(2013. 10. 30)

2011年、サムスンとアップル間の訴訟が起きたが、このとき、アップルが特許技術だけでなく、一般人になじみのある多くのデザイン権に基づいて侵害訴訟を提起したことが知られ、デザインに対する関心は、いつにも増して熱くなっている。これを反映したかのように、デザインの出願件数は、サムスンとアップルの訴訟が報じられ始めた2011

年 56,524 件から 2012 年 63,135 件に 12%増加し、審判請求件数は 2011 年 438 件から 2012 年 569 件と、30%も増加した。

特許審判院(イ・ジェフン院長)は、このようにデザインへの関心が高まったことを好機として捉え、デザイン件を巡る審判・訴訟に臨む当事者の理解を高める一方、デザイン審判事件の品質を向上するため、韓国の特許裁判所・最高裁で行われた主なデザイン関連の判決を分析した『デザイン判決文の要旨集』を発刊したと発表した。

この要旨集は、2012 年、特許裁判所と最高裁で判決が出された裁判の中から、デザイン 45 件(決定系 2 件、当事者系 43 件)を抜粋し、事件ごとに審判段階、特許裁判所及び最高裁にいたるまでの履歴を時間の流れに沿ってまとめ、事件の経緯や主な争点を把握しやすくし、争点が複雑な件の場合、事件の判決内容をきめ細かくまとめて判決内容の理解を高めようとした。

特許新審判院のイ・ジェフン院長は、「今回に発刊された要旨集が、デザインを巡る紛争解決に少しでも役立ってほしい。特許審判院は、審判処理機関の短縮と、口頭心理の質の向上を図るなど、審判の品質を高め、世界最高水準の審判サービスを提供するために取り組んでいく構えだ」と説明した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム